（法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第三十三条　法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一～十　（略）

（法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第三十四条　法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一～六　（略）

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十三条の二に規定する厚生労働省令で定める日）	（法第三十二条の七第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）
第六十八条の二　令第十三条の二第一号に規定する厚生労働省令で定める日は、法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者等に関し、法第三十七条の規定による求めを行う日の属する年の翌年の八月末日とする。	**第三十三条**　法第三十二条の七第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 一～十　（略） （法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める事務） **第三十四条**　法第三十二条の七第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一～六　（略）

（年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給者等の数の算定方法）	（令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法）
第二条　令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給者等の数の算定方法は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、当該者に係る法第三十九条の規定による情報の提供が行われた数を算定するものとする。	**第二条**　令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、当該者に係る法第三十九条の規定による情報の提供が行われた数を算定するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中様式第三十四号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第三十四号による厚生年金保険調査及び検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則の様式によるものとみなす。